

郵送申請に伴う申請日の取り扱いについて

1 申請日について

郵送申請する申請書等には、郵送する日を申請日として記入してください。

2 申請書等の受付日について

申請書等の受付日は、次のとおりとします。

なお、郵送申請の際に、必要な書類に不備がある場合は、書類が揃った日を申請日として受け付けすることになりますので、御了承ください。

【申請書等の受付日の取り扱い】

郵便物の消印の日	受付日
郵便物の消印の日が、申請書等に記入していただいた <u>申請日と同日、または翌日</u> の場合	申請書等に記入していただいた申請日で受け付けします
郵便物の消印の日が、申請書等に記入していただいた <u>申請日の翌々日以降</u> の場合	郵便物の消印の日で受け付けします

◆ 郵送に当たっては、郵便ポストの収集時間等を考慮して、投函していただくようお願いいたします。

【申請書等の受付日の例】

申請書等に記入していただいた申請日	郵便物の消印の日	受付日
令和2年5月1日	令和2年5月1日または5月2日	令和2年5月1日
	令和2年5月3日以降	郵便物の消印の日
令和2年6月1日	令和2年6月1日または6月2日	令和2年6月1日
	令和2年6月3日以降	郵便物の消印の日

3 大型連休中の認定申請に係る取り扱いについて

令和2年5月の大型連休（5月2日から5月6日）の間に、介護（要支援）認定がない方（区分変更申請及び見直しの新規申請が必要な方を含む）が、介護サービスを利用した場合における認定申請については、介護サービスを利用した日を申請日として郵送申請していただくことになります。

なお、その際は、郵便物の消印の日が、申請日（介護サービスを利用した日）と同日、または翌日となるように郵送していただくようお願いします。

【申請書等の受付日の例】

申請書等に記入していただいた申請日	郵便物の消印の日	受付日
令和2年5月2日	令和2年5月2日または5月3日	令和2年5月2日
令和2年5月3日	令和2年5月3日または5月4日	令和2年5月3日
令和2年5月4日	令和2年5月4日または5月5日	令和2年5月4日
令和2年5月5日	令和2年5月5日または5月6日	令和2年5月5日
令和2年5月6日	令和2年5月6日または5月7日	令和2年5月6日

4 更新認定申請に係る取り扱いについて

更新認定申請については、認定有効期間満了の60日前から申請できますが、郵便物の消印の日が、60日前よりも前の日付の場合は、60日前で受け付けすることになります。